



東京2020パラリンピック競技大会に係る 日本代表選手等の肖像使用について ～大会参加者の広告・広報活動等のルールと運用～ 【マーケティングガイドライン】

2020年12月21日



公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会

目次

PART1 アンチ・アンブッシュの必要性について

アンチ・アンブッシュの必要性	4
パラリンピックの知的財産	5
アンブッシュマーケティング例 パラリンピックをイメージさせる表現	6
パラリンピックをイメージさせない表現	7
パラリンピックパートナー	8

PART2 東京2020大会期間中の大会参加者の肖像使用

広告・宣伝活動の制限	10
広告・宣伝出演申請手続きについて	11

PART3 東京2020パラリンピック大会に関連した活動

東京2020大会の参加者に関連する活動の注意事項	15
プレスリリース	16
記者会見（内定、代表決定）／壮行会・祝勝会・報告会	17
大会参加者に関するメッセージ発信	18
お祝い横断幕	20
大会参加者による個人スポンサー等への感謝メッセージ	21
個人スポンサー等による大会参加者への応援	22
その他	23

資料等	24
申請書提出先および問い合わせ先	25

本ガイドは、東京2020パラリンピック競技大会に出場する日本代表選手団員（以下、「大会参加者」）、競技団体、大会参加者が勤務・所属する企業や在学する学校（以下、「所属先」）、それぞれのスポンサー等の皆さまに、パラリンピックの知的財産や、パラリンピックに向けたマーケティング活動の意義をご説明し、また、これらのマーケティング活動の権利を損なわずに、いかに大会参加者が広告・宣伝活動に出演できるかについてご説明したものです。

本ガイドを、広告・宣伝活動を行う上で、お役に立てていただければ幸いです。

<主な内容>

- アンブッシュ活動の防止はなぜ必要か
- パラリンピックの知的財産について
- 東京2020大会期間中の広告・宣伝活動の制限について
- 大会参加者が、広告・宣伝へ出演する際のルールについて



PART 1

アンチ・アンブッシュの
必要性について

アンチ・アンブッシュの必要性

パラリンピック大会の準備・運営には、多額の財源が必要です。この財源を確保するために、パラリンピックの知的財産を使ったマーケティング活動が行われています。

このため、パラリンピックの知的財産の権利を保護し、無断使用、不正使用、流用等のアンブッシュ活動を防止することが必要です。

東京2020大会の準備と安定的な運営および日本のアスリートの育成・強化には、多額の財源が必要です。

このため、東京2020組織委員会は、国際パラリンピック委員会（以下、「IPC」）及び日本パラリンピック委員会（以下、「JPC」）から、IPCの独占的な所有物であるパラリンピック及びJPCの知的財産（以下、総称して「パラリンピックに関する知的財産」という。）の日本国内における運営・管理を任せ、スポンサー制度の導入といった財源確保のためのマーケティング活動を行っています。この多額な協賛金の対価として、パラリンピック関連スポンサーには、それぞれのスポンサー・カテゴリーに応じて、パラリンピックに関する知的財産を使う権利、すなわち、パラリンピックをテーマとした活動を行う権利が認められています。

一方で、これらのパラリンピックに関する知的財産を無断使用、不正使用ないし流用することは、IPC及びJPCの権利を侵害するばかりでなく、スポンサー等からの協賛金等の減収を招き、ひいては大会の運営や選手強化等にも重大な支障をきたす可能性があります。このため、これらの知的財産を保護し、アンブッシュ活動（便乗広告）を防止することが必要となります。

なお、東京2020組織委員会によるパラリンピックに関する知的財産の運営・管理期間は、2015年1月1日から2021年12月31日までの6年間です。

この期間に開催されるリオ2016大会、平昌2018冬季大会、東京2020大会及びその日本代表選手団の全てのマーケティング活動に関わる利用が対象となります。

パラリンピックの知的財産

パラリンピックに関する主な知的財産としては、パラリンピックシンボル（スリー・アギトス）、大会エンブレム、大会名称、大会マスコット、ピクトグラム、大会モットー、パラリンピックに関する用語、画像および音声等があります。これらは知的財産として保護されていますので、自由に使用することはできません。



パラリンピックシンボル



東京2020
パラリンピック競技大会エンブレム



JAPAN
JPCエンブレム



東京2020マスコット



東京2020
パラリンピックスポーツピクトグラム



東京2020メダル



パラリンピック競技大会画像



過去のイメージ（例：64年東京大会）



聖火台/トーチ

【保護対象となる各種用語（例）】

大会名称等の各種用語も知的財産であり保護の対象となるため、権利主体者（IPC、JPC、IOC、東京2020組織委員会）の許可なしに使用することはできません。

東京2020パラリンピック競技大会

Tokyo 2020 Paralympic Games

東京2020大会

Tokyo 2020 Games

東京2020

Tokyo 2020

パラリンピック

パラリンピアン

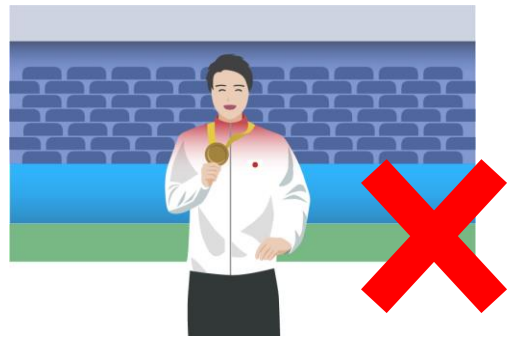
Spirit in Motion

聖火/聖火リレー/トーチ/トーチリレー

パラリンピック日本代表選手団

アンブッシュマーケティング例 パラリンピックをイメージさせる表現

参考例	
×	パラリンピック知的財産（用語・マーク）を使用
×	パラリンピック（過去大会を含む）の競技シーンを使用
×	金銀銅、メダル、東京、夏、2020などのパラリンピックを想起させやすい用語や映像等と大会参加者を結びつけて、パラリンピックをイメージさせるような演出
×	東京2020大会期間中の、パラリンピック以外の競技大会の入場行進、メダルセレモニー、スタート直前・フィニッシュ直後、競技シーンなどの映像・イメージを用いてパラリンピックを想起させるような演出
×	パラリンピック日本代表を想起させるユニフォームを着用
×	東京2020大会会場（または類似のセット）の前や中で撮影したシーン



NG例) パラリンピック会場で撮影したシーン

NG例) パラリンピック知的財産が写るシーン

※上記は、「パラリンピックをイメージさせる表現」の一例ですが、上記の内容に限定されません。また、「パラリンピックをイメージさせるか否か」は、全体の内容や文脈から判断されます。

パラリンピックをイメージさせない表現

参考例	
○	大会参加者が、日常生活（仕事、食事、散歩、買い物、運転など）の中で、商品・サービスを広告・宣伝するシーン（パラリンピックを想起させないもの）
○	競技大会とは明らかに異なるスポーツシーン
○	子供達にスポーツを教えているシーン
○	大会参加者が、競技会場以外の場で談笑や飲食するシーン
○	練習の準備をしているシーン（パラリンピックを想起させないもの）
○	ウェアや競技用具等の広告・宣伝（パラリンピックを想起させないもの）。 <u>但し、大会参加者は、大会期間中、広告対象のウェアや競技用具が、スポーツパフォーマンスを向上させる性能や機能を持つことを謳った広告・宣伝活動に出演することはできません。</u>



広告商品（食品、飲料品）の飲食シーン



※上記は、「パラリンピックをイメージさせない表現」の一例で、上記の内容に限定されません。
また、「パラリンピックをイメージさせないか否か」は、全体の内容や文脈から判断されます。

パラリンピックパートナー

●ワールドワイドパラリンピックパートナー

●東京2020パラリンピック ゴールドパートナー

●東京2020パラリンピック オフィシャルパートナー

●東京2020パラリンピック オフィシャルサポーター

AOKI Aggreko ECC EY Japan オットーボック KADOKAWA Google コクヨ
 清水建設 TANAKA ホールディングス テクノジム 東武タワースカイツリー 乃村工藝社
 パーク24 パソナグループ ポストン コンサルティング グループ 丸大食品 モリサワ ヤフー
 産業経済新聞社 北海道新聞社



PART 2

東京2020大会期間中の 大会参加者の肖像使用

<参照>

※IPC「ATHLETE SPONSORSHIP AND ADVERTISING
GUIDELINES FOR THE TOKYO2020 PARALYMPIC GAMES」

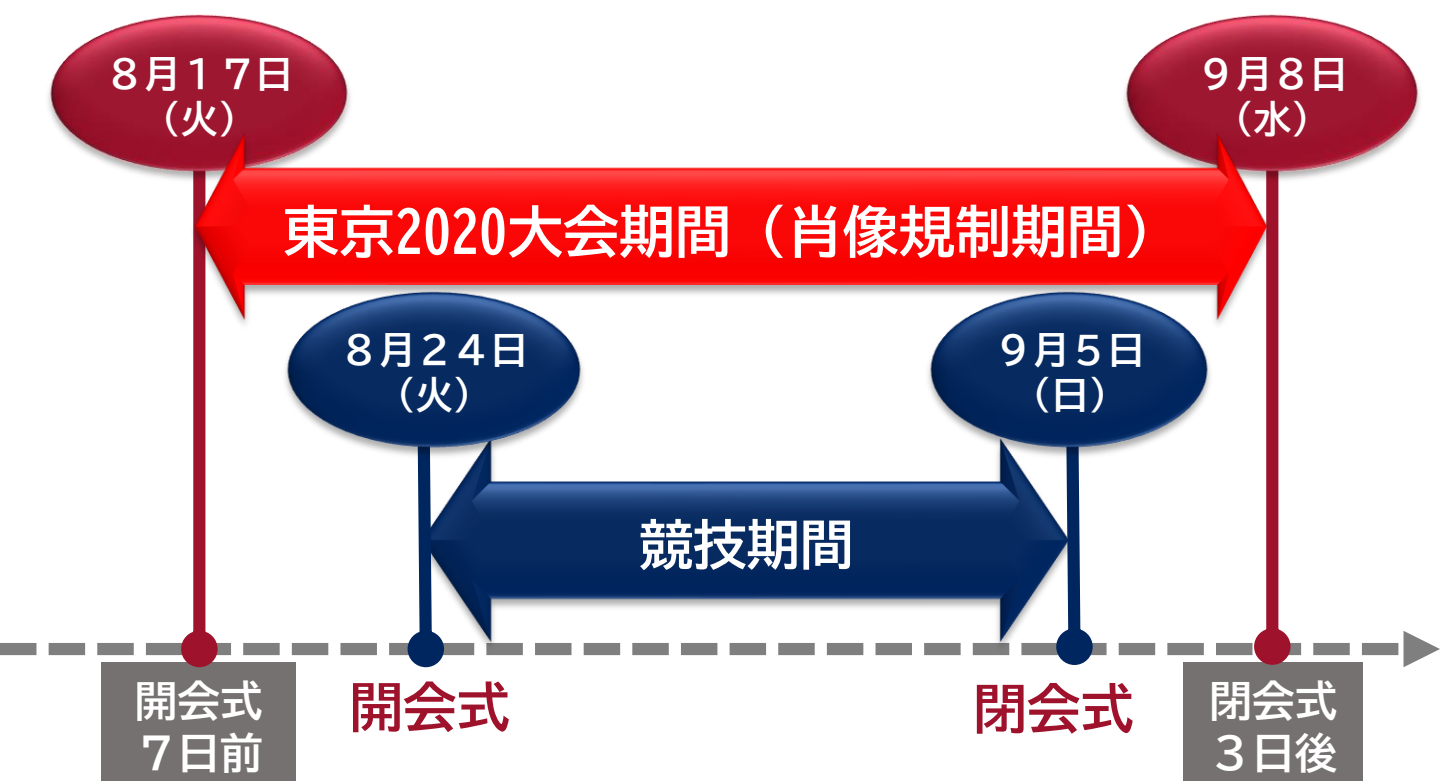
広告・宣伝活動の制限

東京2020パラリンピックの大会参加者は、東京2020大会期間中、写真、名前、イメージ、スポーツパフォーマンスといった本人を特定できるものを使用した広告・宣伝への出演が制限されています。[※]

※パラリンピック競技大会参加者誓約書 (Eligibility Code Form) に基づく規定です。

東京2020大会期間（＝肖像規制期間）

「東京2020大会期間」とは、2021年に開催される東京2020パラリンピック大会開会式の7日前から閉会式の3日後をいいます。この期間中は、大会参加者の広告・宣伝活動が制限されます。



●上記は、IPC「ATHLETE SPONSORSHIP AND ADVERTISING GUIDELINES FOR THE TOKYO2020 PARALYMPIC GAMES」をふまえたJPCのルール（本ガイドライン）が適用されます。

●大会参加者がこの運用ルールによって、大会期間中に広告・宣伝に出演する場合は、本資料に従い、JPCから事前承認を受ける必要があります。

●大会参加者が、JPCの承認を受けずに広告・宣伝に出演し、アンブッシュ活動を行った場合は、東京2020パラリンピックへの参加資格が剥奪される等の可能性がありますので、十分に注意してください。

広告・宣伝出演申請手続きについて

大会参加者及び個人スポンサー等の申請

肖像使用の規制期間中に、大会参加者の個人スポンサー等が本ガイドラインに則り、大会参加者の肖像を使用する場合、事前に肖像使用に関する申請書類を大会参加者が所属するNFを介して、JPCへ提出し、承認を得る必要があります。

●申請締切：

2021年5月15日（土） ※審査・修正等に時間を要するため、早めの申請をお奨めします。

<注意事項>

*申請内容がアンブッシュ活動に該当すると判断された場合は、その内容を修正・変更する必要がありますので、時間に余裕を持って、申請してください。

審査をする上で、記載内容が不十分な書類は受理できませんので、ご注意ください。

*広告は、5月15日以前からの継続的掲出であることが条件になります。

●申請書類：

①広告・宣伝出演申請書

②広告・宣伝出演等に関する誓約書

③広告・宣伝内容の企画書（添付書類として提出する場合）

※申請書類は競技団体等に配布、JPCサイトに掲出

●申請方法：大会参加者またはその代理人が電子データにて

JPCへメールで提出

<申請先>

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会

企画情報部（担当：黒田、赤星）

E-mail：jpsa-kikaku@jsad.or.jp

Tel：03-5939-7021

※ソーシャルメディア広告は全体計画をJPCに通知する

※国際キャンペーン（複数の国の選手を起用し、複数の国のターゲットに向けた活動）はIPCに通知する（IPC指定のオンラインプラットフォームによる）

※申請承認後の内容等の変更は原則としてできない

※ライツホルダー（放送機関）もJPCの事前承認必要（パラリンピック知財の使用可能）

広告・宣伝出演申請手続きについて

肖像使用条件（審査の判断基準）

JPCに申請された肖像使用の内容は、下記の基本条件をもとに可否が判断されます。

①掲出時期

継続的に実施している広告等であり、パラリンピックへの注目度が最も高まる期間を狙った広告等ではないこと

※2021年5月15日（土）以前から継続的に掲出されている広告素材であること

②表現

パラリンピックやパラリンピック日本代表選手団をイメージさせる恐れのない広告内容であること

※イメージはコピーやナレーション、選手が着用する服装、場所、シーンなどの複合的な要素によって判断される

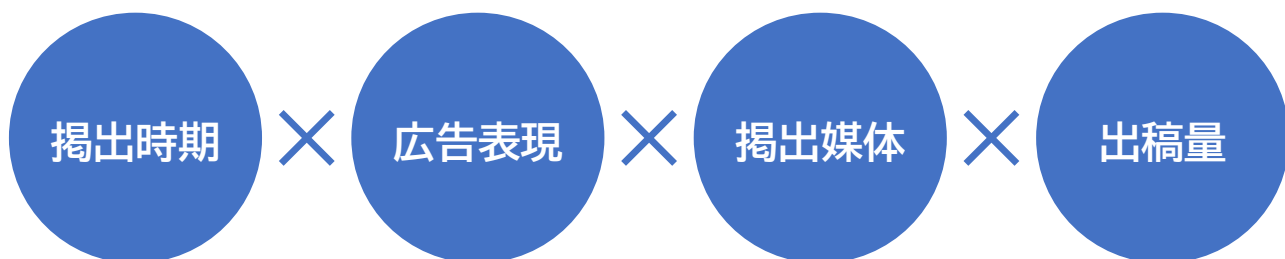
③掲出媒体・箇所

パラリンピックの開催に合わせた中継番組、特集ページや、開催会場付近の屋外広告や交通広告ではないこと

※媒体とは新聞・雑誌広告、テレビラジオCM、屋外広告、交通広告、チラシ、インターネットやSNSによる広告・宣伝等、全ての広告媒体を指す

④出稿量

日常、継続的に実施している広告等に比べ、極端に増加した広告出稿量でないこと



広告・宣伝出演申請手続きについて

申請～広告・宣伝開始までの注意事項

申請受付日から3週間を目安に、J P Cから承認可否を回答します。

初回の申請時に承認不可となった場合は、
至急修正・変更を行ってください。

広告等を出す前に、最終完成物をJ P Cに提出し、
最終承認を受けてください。

5月15日（土）までに、広告・宣伝を開始してください。



PART 3

東京2020パラリンピック大会に 関連した活動

東京2020大会の参加者に関連する活動の注意事項

パラリンピックパートナー以外の組織・団体が、東京2020大会やパラリンピック日本代表選手（団）に関連する活動を行うことに対しては、厳しい制限が設けられています。以降の内容をふまえて、アンブッシュにならないようご注意ください。

活動内容	大会 パートナー	非パートナー		
		所属先	個人 スポンサー	非営利組織・ 団体
プレスリリース	○	× 非営利団体は ○	×	○
記者会見	○	× 非営利団体は ○	×	○
壮行会・祝勝会・報告会	○	△ 内部行事のみ	△ 内部行事のみ	○
大会参加者に関する メッセージ	○	○	○	○
お祝い横断幕	○	○	○	○
感謝メッセージ (選手から)	○	△	△	○

* 「非営利団体」

自治体、教育機関、NPO/NGO、商工会議所・商店会等、医療機関などを指します。

プレスリリース

プレスリリースは、広報・PRツールであり、アンブッシュ規制の対象となります。
「パラリンピック」の名称およびそれらを想起させる表現を使用することはできません。

パラリンピックの知財を使用せず、アンブッシュにならない内容のみ可能です。

※申請不要

【使用不可の用語例】

- ・ Tokyo 2020
- ・ ●●●リンピック
- ・ 祝！東京パラ開催
- ・ 2020 スポーツの祭典
- ・ 目指せ金メダル

※上記はあくまでも一例です

【アンブッシュの例】

●×△株式会社

[企業情報](#)
[プレスリリース](#)
[投資家情報](#)
[採用情報](#)

2020/08/02

パラリンピック開催エリアの●●区で、イベント開催！

● シェア

● シェア

● シェア

●×△株式会社は○○○○○○○○○○○○○○○○

パラリンピアン

の○○氏をゲストに迎え、

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

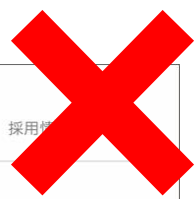
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○



■○○選手



記者会見（内定、代表決定）

競技団体ほか非営利団体のみが実施できます。

※ただし、商業利用禁止。代表ユニフォームまたはロゴなしの着用。ロゴマーク掲出は主催者のみ。



壮行会・祝勝会・報告会

「所属先」「個人スポンサー」は、内部行事としての実施のみ可能です。
サイト等での対外的情報発信および、メディアの動員・招待はできません。
非営利団体の場合は、実施および対外的情報発信が可能です。

（※ただし、宣伝にならない内容のみ。寄付金などの呼びかけ不可）

大会参加者に関するメッセージ発信

「所属先」および「個人スポンサー」「非営利団体」は、選手の出場決定（内定）や競技成績に関するメッセージを自社サイト（日本語）のみに掲出することができます。 **※要申請**

※メッセージ発信の期間は、2021年12月末日まで

※表現の制限あり（推奨例文を提示）

- 自社HPにニュース形式での掲載（ニュース一覧等への掲載）
- 顔写真（肩より上、ノーブランド、ロゴなし）、プロフィール添付可
- 日本国内向けのみ（日本語サイトのみ）
- × SNSでの発信不可（非営利団体は可）
- × 「応援しています」等の表現は不可（非営利団体は可）

〈必ず守っていただきたいこと〉

○所属する大会参加者個人を対象としたメッセージであること。

×パラリンピック日本代表選手団を対象としたお祝い活動ではないこと。

×用語以外のパラリンピック知的財産（大会マーク、エンブレム、ピクトグラム、マスコット、大会画像など）を使用しないこと。

×お祝いメッセージと共に、直接的または間接的に自社および自社製品・サービスの広告・宣伝を行わないこと。

×上記活動に伴い寄付・募金活動を行わないこと。

×メディアへのプレスリリース配信をしないこと。

大会参加者に関するメッセージ発信

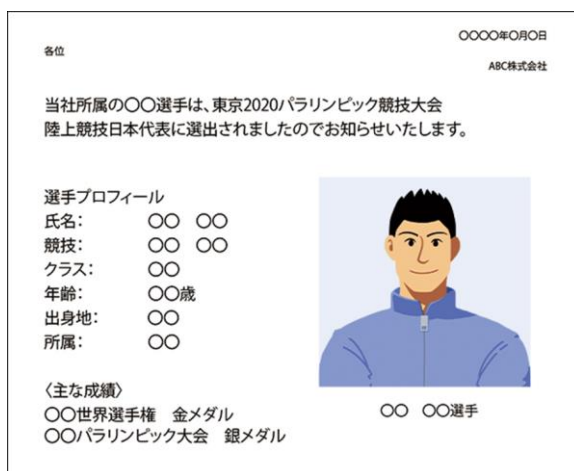
メッセージの例：ホームページ上のニュースリリース

可 出場決定のメッセージ

<トップ>

ニュース

- 月○日 当社所属○○○○選手の東京2020パラリンピック出場決定のお知らせ
- 月○日 □□商品のリニューアルについて
- 月○日 △△に関するお知らせ



! Point !

ホームページのトップページのニュース欄に文字情報として掲示し、次の階層に本文等を掲示してください。
トップページに、いきなりお祝いメッセージを露出することはできません。

! Point !

「主な成績」は、過去のパラリンピック大会の成績だけではなく、他の大会とのバランスがとれた記載としてください。

可 競技成績のお祝いメッセージ

<本文>

▲高校〇〇年度卒業の〇〇選手は、○月○日、東京2020パラリンピック 陸上競技で、金メダルを獲得しました。おめでとうございます。

! Point !

お祝いメッセージは、事実を中心とした内容としてください。
「●●ジャパンを応援しています」等は不可。

※上記は、お祝い活動、応援活動の一例で、限定されるものではありません。
ご不明の点がありましたら、JPCまでお問合せください。

お祝い横断幕

「所属先」および「個人スポンサー」「非営利団体」は、選手の出場決定（内定）や競技成績に関するお祝い横断幕を掲出することができます。

※掲出期間は、2021年12月末日まで

※掲出場所は「所属先」「個人スポンサー」は敷地内のみ。

店舗など第三者の目に触れる場所は不可。

「非営利団体」は非スポンサーの看板等に近接しない場所に掲出。

※表現は事実と祝辞のみ

e x. 2020出場おめでとう！●●競技●●選手

※選手の顔写真、企業・団体名称（ロゴマーク不可）の記載は可能。

(例) 出場決定のお祝い横断幕



※上記は、お祝い活動、応援活動の一例で、限定されるものではありません。
ご不明の点がございましたら、JPCまでお問合せください。

大会参加者による個人スポンサー等への感謝メッセージ

大会参加者は、自身のSNSで個人スポンサー等に対する感謝メッセージを対外的に情報発信することができます。

ただし、パラリンピックと関連付けてはいけません。

- × 知的財産の使用不可。
- × 個人スポンサー等の広告を含まず、広告へのリンクも不可
(パラリンピックとの結びつきを想起させる文言やハッシュタグ等不可)
- × 製品等が大会参加者のパフォーマンスを向上させるような表現は不可。
- × 製品等の推奨不可。
- × IPC、組織委、JPCなどのコンテンツの再投稿は可能だが、個人スポンサー等と結び付けないこと。

※大会期間中に投稿する回数は、同一のスポンサー等に対して1回のみ

※感謝メッセージに対して所属先、個人スポンサー、非営利団体はリツイート、シェア、イイネをすることができます。
ただし、大会期間中に1回のみ（選手ひとりにつき）とします。（非営利団体は回数制限なし）
また、追加の文言などは不可とします。

○ 認められる



個人スポンサー等に対する簡素な感謝メッセージ。
ユニフォームもパラリンピック大会時のものではなく、写真もパラリンピック以外のものを使用

× 認められない



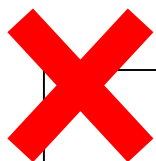
個人スポンサー等とパラリンピックへの関連付け、パラリンピックプロパティの使用（画像、ハッシュタグ）

個人スポンサー等による大会参加者への 応援（呼びかけメッセージ）

日本代表選手の応援活動は、「パラリンピック関連スポンサー」の権利です。

「パラリンピック関連スポンサー以外」の企業がパラリンピック日本代表選手(団)を応援することはできません。

【応援呼びかけの例】



A B C 株式会社所属の〇〇選手が、〇月〇日の〇〇競技にいよいよ登場します。

皆さん、日本から熱いエールを送ってください。

A B C 株式会社は〇〇選手を応援しています。

その他

大会参加者に関わる制作物

非営利団体であっても知的財産を使用したグッズ製作はできません。

N Fおよび大会参加者によるスポンサー、所属先の紹介

知的財産を使った紹介はできません。パラリンピック以外の競技大会における日本代表に関する表現は、パラリンピックと混同されないように、大会名などを明記してください。

N Fによるその他関連事業

N Fおよびその関連団体（地方競技団体、リーグ、所属チーム、大会組織委員会、選手会など）は、大会期間中であってもイベントやプロモーションに大会参加者の肖像を使用することができます。

ただし、パラリンピック日本代表をテーマとするイベント・PRは禁じられています。

主な資料名	オリジナル	参考 和訳
<p>IPC Handbook</p> <p>URL: https://www.paralympic.org/the-ipc/handbook</p>	英語版	あり
<p>IPC Handbook, Paralympic Games Chapter, Bylaws IPC Intellectual Property Rights, April 2016</p> <p>URL: https://www.paralympic.org/sites/default/files/document/160421063128797_Sec%2B%2Bchapter%2B282_9_%2BIPC%2BIntellectual%2BProperty%2BBylaws.pdf</p>	英語版	あり
<p>IPC ATHLETE SPONSORSHIP AND ADVERTISING GUIDELINES FOR THE TOKYO2020 PARALYMPIC GAMES</p> <p>URL: https://www.paralympic.org/sites/default/files/2020-02/ATHLETE%20SPONSORSHIP%20AND%20ADVERTISING%20February%202020.pdf</p>	英語版	あり
<p>Brand Protection 大会ブランド保護基準 (発行) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</p> <p>URL: https://gtimg.tokyo2020.org/image/upload/production/ujawxe8coinsrmewsbfafa.pdf</p>	日本語版	—

申請書類提出および問い合わせ先

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会
企画情報部（担当：黒田、赤星）

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6

ユニゾ水天宮ビル3F

E-mail : jpsa-kikaku@jsad.or.jp

Tel : 03-5939-7021